

大和市告示第103号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月30日

大和市長 古谷田 力

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに同記第3号ス及びセ」を「、同記第2号キ並びに同記第3号ウ、エ、ソ及びタ」に改める。

別記第1号コ中「介護職員処遇改善加算」を「介護職員等処遇改善加算（次に掲げるいずれかの加算を算定するものとする。）」に改め、同号コ(ア)中「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」に、「1000分の137」を「1000分の245」に改め、同号コ(イ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」に、「1000分の100」を「1000分の224」に改め、同号コ(ウ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）」に、「1000分の55」を「1000分の182」に改め、同号コに次のように加え、同号サ及びシを削る。

(エ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位に1000分の145を乗じて得た単位を加えた単位

(オ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（令和7年3月31日までの間に限る。）

a 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 所定単位に1000分の221を乗じて得た単位を加えた単位

b 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） 所定単位に1000分の208を乗じて得た単位を加えた単位

c 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） 所定単位に1000分の200を乗じて得た単位を加えた単位

d 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） 所定単位に1000分の187を乗じて得た単位を加えた単位

e 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） 所定単位に1000分の184を乗じて得た

単 位を加えた単位

f 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） 所定単位に1000分の163を乗じて得た
単位を加えた単位

g 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） 所定単位に1000分の163を乗じて得た
単位を加えた単位

h 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） 所定単位に1000分の158を乗じて得た
単位を加えた単位

i 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） 所定単位に1000分の142を乗じて得た
単位を加えた単位

j 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 所定単位に1000分の139を乗じて得
た単位を加えた単位

k 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 所定単位に1000分の121を乗じて得
た単位を加えた単位

l 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 所定単位に1000分の118を乗じて得
た単位を加えた単位

m 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 所定単位に1000分の100を乗じて得
た単位を加えた単位

n 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 所定単位に1000分の76を乗じて得た
単位を加えた単位

別記第2号ク及びケを削り、同号キ中「介護職員処遇改善加算」を「介護職員等処遇改善加算（次に掲げるいずれかの加算を算定するものとする。）」に改め、同号キ(ア)中「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」に、「カ」を「キ」に、「1000分の137」を「1000分の245」に改め、同号キ(イ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」に、「1000分の100」を「1000分の224」に改め、同号キ(ウ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）」に、「1000分の55」を「1000分の182」に改め、同号キに次のように加える。

(エ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位に1000分の145を乗じて得た単位を加
えた単位

(オ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（令和7年3月31日までの間に限る。）

a 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 所定単位に1000分の221を乗じて得た
単位を加えた単位

- b 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 所定単位に1000分の208を乗じて得た単位を加えた単位
- c 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 所定単位に1000分の200を乗じて得た単位を加えた単位
- d 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 所定単位に1000分の187を乗じて得た単位を加えた単位
- e 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 所定単位に1000分の184を乗じて得た単位を加えた単位
- f 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 所定単位に1000分の163を乗じて得た単位を加えた単位
- g 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 所定単位に1000分の163を乗じて得た単位を加えた単位
- h 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 所定単位に1000分の158を乗じて得た単位を加えた単位
- i 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 所定単位に1000分の142を乗じて得た単位を加えた単位
- j 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 所定単位に1000分の139を乗じて得た単位を加えた単位
- k 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) 所定単位に1000分の121を乗じて得た単位を加えた単位
- l 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 所定単位に1000分の118を乗じて得た単位を加えた単位
- m 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) 所定単位に1000分の100を乗じて得た単位を加えた単位
- n 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) 所定単位に1000分の76を乗じて得た単位を加えた単位

別記第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位 (アからウまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。) に1000分の1を乗じて得た単位

別記第3号タ及びチを削り、同号ソ中「介護職員処遇改善加算」を「介護職員等処遇改善加算 (次に掲げるいずれかの加算を算定するものとする。)」に改め、同号ソ(ア)中「介護職員処遇改

善加算（Ⅰ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」に、「セ」を「タ」に、「１０００分の５９」を「１０００分の９２」に改め、同号ソ(イ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」に、「１０００分の４３」を「１０００分の９０」に改め、同号ソ(ウ)中「介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）」に、「１０００分の２３」を「１０００分の８０」に改め、同号ソに次のように加える。

(エ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位に１０００分の６４を乗じて得た単位を加えた単位

(オ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（令和７年３月３１日までの間に限る。）

a 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） 所定単位に１０００分の８１を乗じて得た単位を加えた単位

b 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） 所定単位に１０００分の７６を乗じて得た単位を加えた単位

c 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） 所定単位に１０００分の７９を乗じて得た単位を加えた単位

d 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） 所定単位に１０００分の７４を乗じて得た単位を加えた単位

e 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） 所定単位に１０００分の６５を乗じて得た単位を加えた単位

f 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） 所定単位に１０００分の６３を乗じて得た単位を加えた単位

g 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） 所定単位に１０００分の５６を乗じて得た単位を加えた単位

h 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） 所定単位に１０００分の６９を乗じて得た単位を加えた単位

i 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） 所定単位に１０００分の５４を乗じて得た単位を加えた単位

j 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） 所定単位に１０００分の４５を乗じて得た単位を加えた単位

k 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） 所定単位に１０００分の５３を乗じて得た単位を加えた単位

l 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） 所定単位に１０００分の４３を乗じて得た

単位を加えた単位

m 介護職員等処遇改善加算（V）（13） 所定単位に1000分の44を乗じて得た
単位を加えた単位

n 介護職員等処遇改善加算（V）（14） 所定単位に1000分の33を乗じて得た
単位を加えた単位

別記第3号中ソをチとし、ウからセまでをオからタまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位（ア及びイにおいて、指定事業者が当該月に算
定した合計単位をいう。エにおいて同じ。）に100分の1を乗じて得た単位

エ 業務継続計画未策定減算 所定単位に100分の1を乗じて得た単位

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。